

公立大学法人広島市立大学デジタル化推進本部規程

令和5年3月28日

規 程 第 1 号

（目的）

第1条 「広島市立大学のデジタル化の基本方針」に基づき、教育研究の更なる質の向上を図り、戦略的、機動的かつ効率的な大学運営を行うため、教育、業務・サービス、大学経営等のデジタル化を推進するとともに、セキュアかつ利便性・信頼性の高いデジタル基盤の構築を推進するため、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第15条の規定に基づき、デジタル化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（業務）

第2条 本部は、法人及び大学のデジタル化の推進に関して、次に掲げる業務を行う。

- (1) デジタル化の方針及び計画に関する事項
- (2) デジタル化施策の企画及び実施に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、デジタル化の推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 本部は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 理事長
 - (2) 学術・社会貢献担当理事
 - (3) 教育・学生支援担当理事
 - (4) 法人経営担当理事
 - (5) 情報担当副理事
 - (6) 学部長・研究科長
 - (7) 広島平和研究所長
 - (8) 前各号に掲げる者のほか理事長が指名する者
- 2 本部に本部長を置き、理事長をもって充てる。本部長は、本部の業務を統括する。
- 3 本部に副本部長を置き、本部の構成員のうちから本部長が指名する。副本部長は、本部長を補佐し、必要に応じてその職務を代理する。
- 4 本部の構成員は、第1条に掲げた目的を達成するため、本部長及び副本部長の下、他の構成員と連携を図りながら、第2条に掲げた業務を遂行する。

（情報化統括責任者）

第4条 本部に、必要に応じて情報化統括責任者（Chief Information Officer）を置く。

- 2 情報化統括責任者は、本部の構成員のうちから本部長が指名する。
- 3 情報化統括責任者は、本部長を補佐し、デジタル化の推進に関する業務を総括する。

- 4 情報化統括責任者は、適宜、当該業務の進捗状況を本部長に報告しなければならない。
(推進体制)

第5条 業務の分野ごとに調査研究、企画立案、実施等の業務を推進するため、本部に次に掲げる組織を置く。

- (1) プロジェクト統括
- (2) 分野別ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）
- (3) その他本部長が必要と認める組織
(プロジェクト統括)

第6条 プロジェクト統括は、ワーキンググループを統括し、デジタル化の推進に関する業務のマネジメントを行う。

- 2 プロジェクト統括は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
- (1) プロジェクト統括リーダー
 - (2) プロジェクト統括サブリーダー
 - (3) その他必要な職員
- 3 プロジェクト統括リーダーは、本部の構成員のうちから本部長が指名する。
- 4 プロジェクト統括サブリーダー及びその他の構成員は、プロジェクト統括リーダーが指名する。
(ワーキンググループ)

第7条 ワーキンググループは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) ワーキンググループ長
 - (2) その他必要な職員
- 2 ワーキンググループ長（以下「グループ長」という。）は、本部長が指名する。
- 3 その他必要な職員は、グループ長が指名する。
- 4 グループ長は、プロジェクト統括リーダーの下、業務を遂行しなければならない。
- 5 グループ長は、適宜、ワーキンググループにおいて行った調査研究、企画立案、実施等の進捗状況をプロジェクト統括リーダーに報告しなければならない。
(本部会議)

第8条 本部に、業務に関する重要事項を審議するため、デジタル化推進本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- 2 本部会議は、第3条第1項に掲げる構成員をもって組織する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。
(事務)

第9条 この規程に関する事務は、教務・学部運営室において遂行する。

- 2 教務・学部運営室以外の事務局の室等は、教務・学部運営室と連携又は協働して、この規程に関する事務を行わなければならない。
(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が本

部会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。